

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休みのときは、
翌日とする)

目 次

◇ 告 示

身体障害者福祉法による医師の指定(社会課)

保険医療機関等の指定(保険課)

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があったものとみなされるもの(〃)

国民健康保険医として登録があったものとみなされるもの(〃)

建築基準法により同一敷地内にあるものとみなされる以上の構えをなす建築物(建築課)

◇ 教委訓令
鳥取県立学校職員の勤務成績の評定に関する規程の一部を改正する訓令(教職員課)

告 示

鳥取県告示第四百七十号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項

に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則(昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号)第二条の規定により告示する。

平成三年五月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

診療科目	氏 名	勤 務 先
眼 科	小 森 樹 夫	境港市元町一八〇三―七 小森眼科クリニック
耳鼻咽喉科	山 田 理	鳥取市江津七三〇 鳥取県立中央病院
耳鼻咽喉科	石 津 吉 彦	米子市西町三六一― 鳥取大学医学部附属病院
整形 外科 理学診療科	山 本 仁	米子市大篠津町一一六 山本整形外科内科医院
形成 外科	坂 井 重 信	鳥取市江津七三〇 鳥取県立中央病院
内 科 循環器科 消化器科	山 根 涉	境港市元町一二二 山根医院
心臓機能障害		

心臓血管外科	心臓機能障害	田部 俊比古	米子市皆生新田一八八一 山陰労災病院
心臓血管外科	心臓機能障害	上原 美朗	米子市皆生新田一八八一 労働福祉事業団 山陰労災病院
内科	じん臓機能障害 呼吸器機能障害	川田 秀一	米子市上福原一八四八一 川田内科医院
泌尿器科	ぼうこう、直腸機能障害 じん臓機能障害	山根 明文	米子市西町三六一 鳥取大学医学部附属病院
外科	ぼうこう、直腸機能障害 小腸機能障害	谷田 眞	米子市両三柳一八八〇 医療法人同愛会 博愛病院

鳥取県告示第四百七十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

平成三年五月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名称	所在地	指定年月日
車尾診療所	米子市車尾九〇四一五	平成三年五月一日
井上内科医院	米子市中島三三二一五	"
上田耳鼻咽喉科医院	倉吉市上井町一丁目一九八	"
境港市曜日応急診療所	境港市元町一一三	"
大山寺田中外科医院	西伯郡大山町大山四五七七	"
江原歯科医院	西伯郡中山町中五七〇一一	"
鳥取県薬学総合センター薬局	鳥取市吉方温泉三丁目七五一	"
瀬川医院	八頭郡船岡町大字船岡五八五一	"
大家医院	鳥取市吉方町二丁目四一〇	平成三年五月九日
竹内クリニック	鳥取市新町二二二	平成三年五月七日
遠藤医院	八頭郡智頭町大字郷原一五一 一三	平成三年五月九日
武田医院	日野郡溝口町溝口二六六一三	平成三年五月十一日

鳥取県告示第四百七十二号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定す

る療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があったものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条の規定により、次のとおり告示する。

平成三年五月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
瀬川医院	八頭郡船岡町大字船岡五八五 一	平成三年五月一日

鳥取県告示第四百七十三号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があったものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成三年五月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
宗村 千潮	鳥国医第四、二五九号	平成三年四月二日

鳥取県告示第四百七十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条第一項の規定により同一敷地内にあるものとみなされる二以上の構えをなす建築物について同法第十八条第三項の規定による通知をしたので、同法第八十六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三年五月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

二以上の構えをなす建築物に係る一団地の区域
八頭郡家町大字門尾字塚本三一―二及び三二

教育委員会訓令

鳥取県教育委員会訓令第四号

鳥取県立学校職員の勤務成績の評定に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三年五月三十一日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

鳥取県立学校職員の勤務成績の評定に関する規程の一部を改正する訓令

鳥取県立学校職員の勤務成績の評定に関する規程（昭和三十三年五月鳥取県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「五箇月」の下に「（条件付採用期間が一年の者にあつては、十箇月）」を加える。

附 則

この訓令は、平成三年五月三十一日から施行する。